

道路の老朽化対策

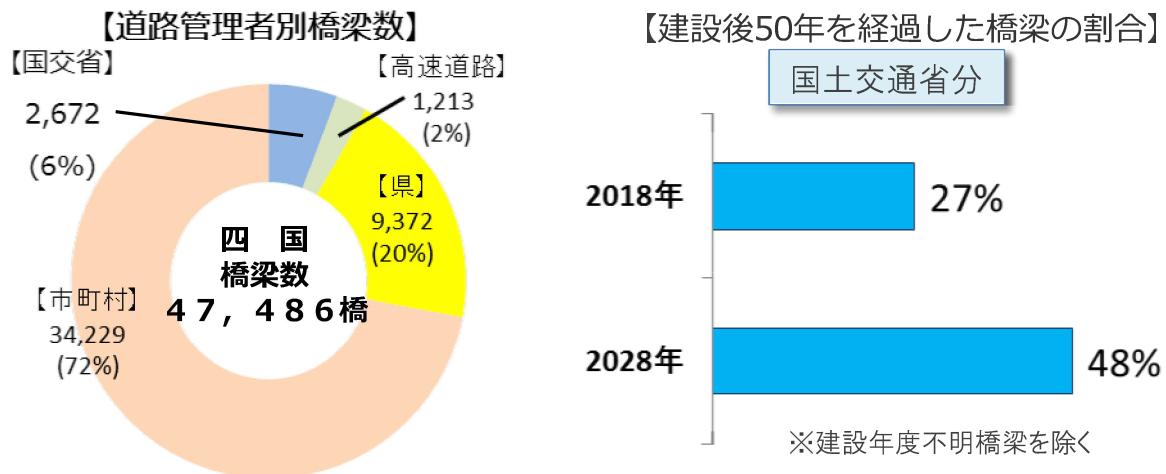


国土交通省
四国地方整備局 道路部

1. 老朽橋の現状・老朽化対策の課題

四国内の道路橋は全部で約47,000橋あり、うち約34,000橋（73%）が市町村が管理する橋梁となっています。

また、建設後50年を経過した橋梁の割合は、10年後には約5割に増加します。



2. 省令・告示の施行、点検要領の通知

【老朽化対策における法令・定期点検基準等の体系化】

道路法、政令、省令の改正により、平成26年7月1日よりトンネル、橋などの構造物について5年に1回の近接目視による点検が義務化され、また告示により健全性の診断結果は4区分（下表参照）に分類。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態

【道路メンテナンス会議】

関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、四国各県で「道路メンテナンス会議」を設置しています。

〔役割〕

- 研修・基準類の説明会等の調整
- 点検・修繕において、優先順位等の考え方に関する該当する路線の選定・確認
- 点検・措置状況の集約・評価・公表
- 点検業務の発注支援(地域一括発注等)
- 技術的な相談対応



道路メンテナンス会議の開催状況

3. 予算の支援

【社会资本整備総合交付金制度（防災・安全交付金）】

地方自治体が管理する道路施設の的確な老朽化対策を推進するために、省令・告示の規定に基づく「定期点検・診断」、「修繕・更新等」に対して重点的に予算の配分を行います。



橋梁の点検



橋梁の補修

【大規模修繕・更新補助制度の事業規模要件】※令和元年度より事業要件を緩和

- ・都道府県・政令市の管理する道路の場合

：全体事業費 【修繕】 10億円以上→5億円以上※ 【更新】 50億円以上→35億円以上※

- ・市区町村の管理する道路の場合：

：全体事業費 【修繕】 3億円以上→1億円以上※ 【更新】 3億円以上

4. 技術の支援

【研修】

自治体職員の技術力向上を目的とした取り組みの一環として、橋梁・トンネルの点検実習などを含めた研修を設定し、聴講生として受け入れています。

【セミナー】

道路メンテナンス会議において、国土交通省職員が講師となり、自治体職員を対象とした「橋梁マネジメント現場支援セミナー」を開催しています。

また、学識経験者にも参加頂き、現場点検及び、ワークショップ形式による意見交換会を実施するなどの支援も行っています。



トンネル研修の現地実習



セミナーにおける現地実習



意見交換会

5. 直轄診断・修繕代行

【直轄診断】

「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なものの、等）に限り、「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うものです。

「道路メンテナンス技術集団」構成員：四国地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立研究開発法人 土木研究所

【修繕代行】

構造物の修繕にあたって高度な判断と技術力が必要な場合、自治体に代わって国が工事を代行する制度です。

直轄診断・修繕代行の事例

おおど 【大渡ダム大橋(高知県仁淀川町)】

仁淀川町からの要請を受け、町が管理する大渡ダム大橋において、平成26年度に全国で初めて「直轄診断」を実施しました。

その後、平成27年度に直轄による「修繕代行」に着手し補修工事を実施しています。



直轄診断の実施状況



修繕代行の実施状況



大渡ダム大橋

自治体から
直轄診断の
要請

国による
直轄診断

自治体から
修繕代行の
要請

国による
修繕代行

長寿橋の事例

いよどがわばし 【国道33号 仁淀川橋(高知県いの町)】

仁淀川橋は国が管理する橋梁で、昭和5年（1930年）に架設されて以来、桁・床版・橋脚等の補強、塗装塗り替え等の補修を行い、現在でも高知と松山を結ぶ国道33号の一部として重要な役割を担っています。



桁補強等



支承防食



仁淀川橋